令和７年度

東根市の教育

東根市教育委員会

令和７年度

東根市の教育

目　　次

東根市民憲章…… １
東根市教育等に関する施策の大綱…… ２
「東根市の教育」の全体構想…… ６
管理課の基本方針と施策…… ７
施設課の基本方針と施策……１４
生涯学習課の基本方針と施策……１６

東根市教育委員会……１９

＜資　　料＞
令和７年度教育費予算……２０
児童生徒数の現況と推移……２１
学校施設の設置及び概要……２３
学校施設の整備状況……２４
社会教育・社会体育施設……２６
事務事業の概要（管理課）……２８
事務事業の概要（施設課）……３３
事務事業の概要（生涯学習課）……３６

東根市令和６・７年度中学校部活動方針……３９
東根市令和８年度中学校部活動方針……４０
東根市いじめ防止基本方針……４１
東根市緑の少年団……４３
さくらんぼ環境ＩＳＯ……４４

ひがしね子ども環境宣言……４７

東根市民憲章

わたくしたちは
明るく前進する東根市民であることに誇りをもち
愛する郷土のかがやかしい未来をひらくため
この憲章を定めます

一　自然を愛し　環境をととのえ　美しいまちをつくります

一　奉仕と感謝の輪を広げ　あたたかいまちをつくります

一　からだをきたえ楽しく働き　豊かなまちをつくります

一　教養を深め　香り高い文化のまちをつくります

一　きまりを守り進んで力をあわせ　住みよいまちをつくります

（昭和５２年１１月３日制定）

東根市教育等に関する施策の大綱（基本的な方針と施策の展開方向）

１　豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

思いやりの心や規範意識などを身につけるとともに、自他の生命と生き方を尊重し、共生社会を実現しようとする心を育てる教育を推進します。

また、新たな未来を切り拓いていこうとするたくましい心と体を育てる教育を推進します。

２　社会の変化に対応していく確かな学力を付ける教育の推進

学校における授業改善の取組みを支援し、子どもたちに、社会の変化や課題に主体的・協働的に取組み、課題を解決していくための基礎となる資質・能力を身に付けさせます。

また、グローバル化や高度情報化に対応した外国語教育・国際理解教育及びICTを活用した教育を推進します。

３　確かな学びを支える教育環境の充実

学校施設等の防犯・防災上の性能向上や高度情報化などの新しい教育に対応した教育環境の整備を図ります。

また、環境ＩＳＯやＳＤＧｓ達成、ゼロカーボンシティー実現など、持続可能な社会の実現に向けた環境教育を推進します。

４　特色ある教育活動により、郷土を愛する心を涵養する教育の推進

郷土を学ぶ学習や地域の資源を活用した様々な体験活動、地域の多様な産業の特徴や魅力を学ぶ機会をとおして、郷土愛や誇りを育み、東根市の将来を担う人材の育成を図ります。

５　地域の資源を活かし、地域の教育力を高める生涯学習の充実

地域公民館を拠点として、幅広い世代の交流機会や地域の特性に応じた学習機会を提供するとともに、市民と行政の協働による生涯学習環境の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域との連携・協働を推進し、青少年の健全育成を推進します。

６　地域に活力を与え、生きがいにつながる芸術・文化・スポーツ活動の推進

芸術・文化の拠点であるまなびあテラスと東の杜をさらに活用し、各種団体等の多様な活動を支援するとともに、優れた芸術、文化に触れる機会の充実を図ります。

また、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、社会体育施設を活用した活動の支援や指導体制の充実を図ります。

1　豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

思いやりの心や規範意識などを身につけるとともに、自他の生命と生き方を尊重し、共生社会を実現しようとする心を育てる教育を推進します。
また、新たな未来を切り拓いていこうとするたくましい心と体を育てる教育を推進します。

【主な施策の展開方向】

(1) 豊かな人間形成を育む教育の推進

○生命を尊重する心、正義感や公正さを重んずる心など、他人を思いやる心を育む教育を推進します。
○子どもたちへの人権教育を通して人間尊重の精神を培い、感謝の気持ち及び自己有用感を育み、人間としての在り方、生き方の自覚を深めるよう努めます。
○先人から受け継いだ一人一人の生命を、次の世代につなげていくことの大切さを学び、生きる喜びを感じる教育を行います。

(2) 健やかな体を育むための教育の推進

○学校給食の充実と食育を推進するとともに、日本体育大学との連携による体づくりを進めるなど、健康づくりの大切さを学ぶ教育を推進します。

(3) 共に認め合い、共に生きる社会の形成に関する教育の推進

○多様性を尊重し、認め合うとともに、他者と協働していく力を育成する教育を行います。
○授業や行事をとおして、子どもが主体的に取組む場面づくりを行い、互いに協力することの重要さと、他者とのつながりを感じるような場面づくりを行います。
○学校・家庭・地域が連携し、いじめの早期発見と防止に向けた取組みを推進します。

2　社会の変化に対応していく確かな学力を付ける教育の推進

学校における授業改善の取組みを支援し、子どもたちに、社会の変化や課題に主体的・協働的に取組み、課題を解決していくための基礎となる資質・能力を身に付けさせます。
また、グローバル化や高度情報化に対応した外国語教育・国際理解教育及びＩＣＴを活用した教育を推進します。

【主な施策の展開方向】

(1) 子どもの学力向上に向けた取組みの充実

○教職員の研修等の機会を充実し、その資質・能力の向上を図るとともに、GIGAスクール構想に基づく、ICTをより活用した学習の充実に取組みます。
○個性を伸ばし、自主性と創造性を養う教育の充実を目指して、思考力・判断力・表現力を重視した授業に努めるとともに、主体的に学ぶ力を育成します。

(2) グローバル化等に対応する実践的な力の育成

○グローバル社会への対応に必要なコミュニケーション力を養うため、英語教育を推進し、読む、聞く、話す、書く力の育成に努めるとともに、外国の異文化に触れる機会の創出を図り、より広い視野から課題に取組む力を育成します。

(3) 自己実現を図るための教育の推進

○小学校では、児童自らが将来の生き方について考え、夢や希望を育むキャリア教育に努めます。
○中学校では、明確な目的意識をもって日々の学校生活に取組み、激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定するなど、社会人・職業人として自立できるようキャリア教育の充実に努めます。

3　確かな学びを支える教育環境の充実

学校施設等の高度情報化などの新しい教育や防犯・防災上の性能向上に対応した教育環境の整備を図ります。

また、環境ＩＳＯやＳＤＧｓ達成、ゼロカーボンシティー実現など、持続可能な社会の実現に向けた環境教育を推進します。

【主な施策の展開方向】

(1) 校舎の計画的な整備等による良好な学習環境の確保

○長寿命化計画に基づき、学校施設等の適正な維持管理や改修を行い、安全で快適に学べる教育環境を確保します。
○学校の安全管理体制の整備とともに、関係機関と連携した通学路の安全対策に取り組みます。

(2) 開かれた学校づくりの推進

○学校運営協議会制度の導入を検討し、地域と学校とが一体となって子どもたちを育む「地域と共にある学校」づくりを目指します。
○授業の公開や積極的な情報発信を通して、家庭や地域により開かれた学校づくりを推進します。

4　特色ある教育活動により、郷土を愛する心を涵養する教育の推進

郷土を学ぶ学習や地域の資源を活用した様々な体験活動、地域の多様な産業の特徴や魅力を学ぶ機会をとおして、郷土愛や誇りを育み、東根市の将来を担う人材の育成を図ります。

【主な施策の展開方向】

(1) 発達段階に応じた郷土愛の醸成

○地域の歴史や移り変わりのほか、そのよさや魅力と課題を学ぶ機会をとおして、郷土愛の醸成を図ります。
○「果樹王国ひがしね」のこれまでの取組みと現状について理解を深めるとともに、持続・発展させていく担い手を育成します。

(2) 特色ある学校経営の推進

○特色ある学校経営を推進し、地域を学ぶ機会の充実を図るとともに、国際交流などのより広い視野をもった活動に取組むなど、学校活動のさらなる充実を図ります。
○地域住民や事業所と連携し、地域の特色を活かした体験活動などを通して、地域コミュニティの拠点である学校と地域との関係を活性化し、もって地域の振興につなげます。
○高崎小学校に小規模特認校制度を導入し、自然環境や地域資源などを活かした魅力ある学校づくりを進めます。

(3) 郷土の歴史と文化の継承の推進

○文化財や伝統芸能、伝承文化について、保存・活用する体制づくりを支援し、地域振興に寄与する人材を育成します。
○地域の伝統や文化に触れる学習機会を設け、地域の魅力を発見し、地域を考える機会をつくります。

(4) 教育機会の確保と地域を担う人材育成のための教育

○奨学金制度の充実を図り、広く教育を受ける機会を確保するとともに、地域を担う人材の育成を支援していきます。

５　地域の資源を活かし、地域の教育力を高める生涯学習の充実

地域公民館を拠点として、幅広い世代の交流機会や地域の特性に応じた学習機会を提供するとともに、市民と行政の協働による生涯学習環境の充実を図ります。
また、学校・家庭・地域との連携・協働を推進し、青少年の健全育成を推進します。

【主な施策の展開方向】

(1) 地域に根ざした生涯学習活動の推進

○幅広い年代と地域特性に対応した学習機会の充実を図ります。
○自主的学習活動を支援するために発表の機会等を提供し、機運の醸成を図ります。
○共に支え合い、交流する地域社会づくりを推進するため、社会貢献活動や地域福祉活動などを支援します。

(2) 生涯学習推進のための環境整備

○生涯学習活動における地域公民館の有効活用に努め、集い・学びを深める公民館機能の向上を図ります。
○活力ある地域の維持・発展に向けて、各施設を活用した市民の生涯学習活動を支援します。

(3) 青少年の健全育成推進

○家庭・学校・地域の相互連携・協働を推進します。
○子どもたちを取り巻く環境の変化について情報共有のうえ、時代に即した見守りと育成を行います。

(4) 遊育・共育の普及と実践

○楽しく自由でのびのびとした遊びを通して、将来を担う心身ともにたくましい子どもを育む「遊育」を実施します。
○子どもと共に学び共に育つ環境を整え、家庭・学校・地域の連携による「共育」を推進します。

６　地域に活力を与え、生きがいにつながる芸術・文化・スポーツ活動の推進

芸術・文化の拠点であるまなびあテラスと東の杜をさらに活用し、各種団体等の多様な活動を支援するとともに、優れた芸術、文化に触れる機会の充実を図ります。
また、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことが出来るよう、社会体育施設を活用した活動の支援や指導体制の充実を図ります。

【主な施策の展開方向】

(1) 多様な芸術文化活動の推進

○芸術文化活動団体等との連携により、市民の活発な芸術文化活動を支援し、芸術文化活動に対する意欲を高めていきます。
○まなびあテラスや東の杜における魅力ある企画展示やイベントを充実するとともに、積極的な活用を図り、多様な活動を支援します。

(2) 生涯スポーツの推進

○市民が健康で心豊かに暮らせるよう「市民ひとり１スポーツ」の推進を図り、学校、地域、競技団体等や日本体育大学との連携により、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実を図ります。

「東根市の教育」の全体構想

第５次東根市総合計画

□目指す将来像

めざす都市像：豊かな環境　みんなが選ぶ住みよいまち

めざす市民像：創造し　支え合う　心豊かな市民

めざす行政像：大けやき行政

□まちづくりの目標（抜粋）

心豊かな人を育てる　教育と文化のまち

第７次山形県教育振興計画

□目　標：ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり

□方針Ⅰ：一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する

□方針Ⅱ：誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する

□方針Ⅲ：社会の変化に対応した学びの環境を整える

東根市教育等に関する施策の大綱

東根市がめざす子ども像

夢をもって前向きに学ぶ子ども

自ら目標を立て、その達成に向かって自立して学習を進める子ども
学校では、基礎となる学力、学習への構え、そして学びかたを身につけさせながら、子どもたちが未来への夢や憧れをもてるよう、創造的で活力に満ちた明るく楽しい学校づくりに努めます。

真心をもって人と接する子ども

分け隔てなく人とかかわりながら、人を愛し感謝の気持ちを忘れない心豊かな子ども
家庭と協力して、コミュニケーションを大切にしながら、いのちの尊さ、かかわりの大切さを実感できる教育を実践していきます。

自然を愛し、ものを大切にする子ども

自然の美しさ、豊かさにふれる本物の体験をとおし、心から自然を愛する子ども
「ひがしね子ども環境宣言」により、足るを知り、人に、ものに、地球にやさしい環境保全活動を実践していきます。

管理課の施策　**施設課の施策**　**生涯学習課の施策**

管理課の基本方針と施策

Ⅰ　基本方針

東根市ではまちづくりの目標の一つとして「心豊かな人を育てる　教育と文化のまち」を、また、めざす子ども像として「夢をもって前向きに学ぶ子ども」「真心をもって人と接する子ども」「自然を愛し、ものを大切にする子ども」を掲げ、社会に貢献できる心豊かで心身ともにたくましい人材の育成を目指している。

生産年齢人口が急減する中、激しい変化が止まることのない時代を柔軟に生き抜く力を育成するために、「令和の日本型学校教育」の姿として示された「個別最適な学び」と「協働的な学び」を確実に実現する必要がある。

それらを踏まえて、東根市教育等に関する施策の大綱（以下「教育大綱」という。）のもと、「豊かな心と健やかな体」「社会の変化に対応していく確かな学力」「郷土を愛する心」などを育てる教育施策を展開する。

特に、教育手法の改革や校務の効率化を促進する教育ＤＸ、いじめ防止、誰一人取り残すことなく学びを保障する特別支援教育・不登校・別室登校対策、スポーツ・文化芸術活動の環境整備による部活動改革、「社会に開かれた教育課程」実現のためのコミュニティ・スクールの導入などを重点的に取り組みながら、来年度に更新期を迎える教育大綱において、さらなる東根市の教育行政を推進する施策の方向性を示していく。

Ⅱ　施策

１　豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

(1)豊かな心を育む教育の推進

- 県の「いのちの教育」の指針に基づき各学校で作成した「いのちの教育全体計画」の改善に努め、地域の特色を活かした教育活動の一層の充実を図り、豊かな心を育んでいきます。
- 学校の教育活動全体を通して行うとされる道徳教育のねらいに基づき、教科はもとより多様な実践活動や体験活動との関連を生かし、道徳的な実践力や自己肯定感と豊かな心を育みます。そして、道徳的な課題を自分事として捉え、主体的に学ぶ「考え、議論する道徳」の授業づくりを推進し、道徳教育の充実を図ります。
- 「スマイルサミット(児童生徒によるいじめ防止会議)」を開催し、児童生徒が主体となった、よりよい人間関係づくりを推進します。

(2)幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続、家庭との連携強化

・　子どもは幼児期に、ごっこ遊びや体を使う遊び、自然遊びなどの自由で主体的な遊びを通して非認知能力(協調性や自制心、レジリエンスなど)を身に付けます。幼保小連携研修会を、そうした子どもの姿をもとにして、いかに学びにつなげていくかという視点で仕組むことで、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の実現を目指します。

(3)いじめ・非行・不登校などの防止と対応及び教育相談体制の充実

・　「東根市いじめ防止基本方針」をもとに、いじめの未然防止と早期発見、迅速かつ適切な対応ができるよう学校を支援します。

・　市の「不登校・別室登校への対応」を指針として、魅力ある学校づくりによる不登校の未然防止、そして、深い児童生徒理解に基づく早期発見とチームによる切れ目のない継続的な支援を実現します。

・　児童生徒に、社会のルールや自分の行動に責任を持つことなどの規範意識の醸成を図るとともに、いじめや非行は社会が一体となって取り組むべき課題であることから、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、弁護士など)と綿密に連携し、いじめや非行の防止に取り組みます。

・　管理課内にスクールソーシャルワーク・コーディネーター(ＳＳＷＣ)を配置し、いじめ・非行・不登校の背景に潜む福祉的な課題に対し、福祉の知見を活かしたより適切な支援に努めます。また、教職員や保護者研修会などで、広くＳＳＷＣの業務内容を周知していきます。

・　県学習指導員や、幅広い教育実践力をもつ教員経験者を学習支援ボランティアとして各小中学校に派遣し、不登校・別室登校児童生徒の学びを保障します。

・　適応指導教室に教育相談指導員を３名体制とし、週５日、午前だけでなく午後も開設して、児童生徒や保護者の実態に応じたきめ細やかな支援に努めます。また、第２適応指導教室の設置に向けて、市南部に教育相談室を開設し、不登校児童生徒の実態把握やニーズを調査するトライアル事業を実施します。

・　教育相談員など（県スクールカウンセラー、県子どもふれあいサポーター、市心の教室相談員）をすべての小中学校に配置するとともに、ＳＯＳの出し方教育を実施し、児童生徒に寄り添った教育相談の充実に努めます。

・　児童生徒一人一人を理解し、児童生徒の学級満足度と学校生活意欲度をとらえるために、Q-Uアンケート(５月・10 月実施)を実施します。また、その結果をもとに教員研修を行い、いじめ・不登校の未然防止につながる居心地のよい、学び甲斐のある学級・学校づくりを推進します。

(4)特別支援教育の充実

・　就学前から社会参加に至る切れ目ない支援体制を整えるため、保護者に対して幼児児童生徒の実態に応じた支援について就学相談を実施し、支援・助言を行います。

・　個に応じたきめ細やかな支援体制の充実を図るため、配慮が必要な児童生徒

について「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用を一層推進します。

・　特別支援教育力の向上を目的とした特別支援教育体制整備の研修会を開催し、適正就学のために必要な資質・能力を高め、各校の校内教育支援委員会の一層の充実を図り、特別な支援や配慮が必要な児童生徒の学びを保障します。

・　特別な支援や配慮が必要な児童に対し、スクールサポーターを配置して、自立に向けたソーシャルスキルトレーニング、学習支援や生活支援を行います。また、日本語支援を必要とする児童生徒に対して支援員を配置し、言語理解とコミュニケーションの支援を行います。

・　医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護師を配置して安全で確実な医療的ケアを行うことで、健康で安定した学校生活を送ることができるようにします。

(5)部活動改革の推進

・　東根市部活動改革に係るガイドラインに基づき、生徒や保護者にとって望ましいスポーツ・文化活動の環境整備と教職員の働き方改革の実現に向け、部活動改革を推進していきます。

・　学校が行う「部活動」は、スポーツや文化に親しむことを通して、バランスのとれた心身の成長と、豊かな生涯スポーツまたは生涯学習を実現するための資質・能力を育成することを目的とします。引き続き、体罰とハラスメントの根絶、そして活動内容の効率化と適正な指導体制を構築していくことで、生徒の自主的で自発的な部活動への参加を大切にします。

・　市教育委員会は、「部活動」とは別に独立した団体として開設を目指す「地域クラブ」に対し、生徒の人生観を尊重する多種多様な経営方針を明確に示しながら、それぞれの地域クラブが掲げる目標への継続的な活動を支援します。

・　部活動と地域クラブの特色ある活動内容を市教育委員会は広く発信し、生徒と保護者、そして教職員が選択できるスポーツ・文化環境をつくります。

2　社会の変化に対応していく確かな学力を付ける教育の推進

(1)主体的・対話的で深い学びとなる授業改善の推進

・　「大けやき授業力向上プラン」における大学教授などによるスーパーバイズ研修では、スーパーバイザーによる講義演習を受けて、実際の授業実践の自主研修を行います。その後、市教育委員会指導主事との１対１の対話を軸とする評価改善研修へ向かう年間サイクルを確立することで、「児童生徒が主語となる授業」のさらなる実現を目指します。また、先進校調査研究研修、学級経営力向上研修、市教育委員会委嘱研究などにより教員研修の充実を図ります。

・　各校に学力向上支援員を１名配置し、主に英語・算数・数学の授業で教材研究や授業づくりなどの支援を行います。令和６年度より２校で配置日数を増やすモデル事業を実施しており、活用効果の検証を行います。小規模特認校であ

る高崎小学校では、複式学級におけるきめ細やかな支援にあたるため、引き続き１名増員して配置します。

(2)教育ＤＸによる学習活動の充実

・　ＧＩＧＡスクール構想では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、児童生徒の資質・能力を育成していくことが求められています。そのために、授業のＤＸに継続して取り組みます。特に、電子黒板と今年度に高性能ＧＩＧＡ端末へ更新する１人１台タブレットの一体的な活用により、より一層学びの複線化を図ることで、児童生徒を主語とした主体的な学びが展開される授業を目指します。また、個々の理解度に応じた学びを後押しするＡＩ型学習教材の導入を検討していきます。

・　ＩＣＴ活用指導力の向上を図るため、市小中学校ＩＣＴ教育推進委員会の活用や、北村山視聴覚教育センターと連携した研修会の実施を通して、校種を超えた横展開を図ることで、学校間格差が生じないようにして、児童生徒の情報活用能力を育成します。

・　校務支援システム及びクラウド環境を活用した校務の効率化や、対話的・協働的な教員研修の実施などに取り組むよう支援していきます。

・　引き続きＩＣＴ支援員を各校に派遣し、各学校の実態とニーズに応じた支援に努めます。

・　情報モラル教育とメディアリテラシー教育を系統的に行うとともに、情報化社会の有用性と危険性や家庭内でのルールづくりなどについて、保護者への啓発を行います。

(3)国際理解教育の推進

・　ドイツのインゲルハイム アム ライン市との交流や、本市に在住、来訪する外国人の増加を見据え、地域の外国人との交流や、市国際交流員(ＣＩＲ)の活用等により、広い視野をもち、国籍・人種等にとらわれない人と人の相互理解、相互交流を深める各学校の特色ある取り組みを支援します。

・　国際交流給食としてドイツ給食を実施し、食を通して他国の理解を深めることに努めます。

(4)外国語教育の充実

・　７名の外国語指導助手（ＡＬＴ）を各中学校区に配置し、外国語授業の質の向上を図ります。

・　言語活動を通してコミュニケーション能力を育成する授業展開について、大学教授をアドバイザーとした「大けやき授業力向上プラン：スーパーバイズ(英語)研修」により、各小中外国語担当教員が共通理解し、小中学校が連携・一貫して実践することで指導力向上を推進します。

・　「English Camp」を実施し、英語に十分に浸るための企画を通して、実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。

・　英語力向上に対する生徒の意欲の喚起と学校で習得した英語能力の測定をねらいとして、英語検定受検支援制度（中学２・３年生を対象とし、年１回、４級以上の検定費用を市が負担）を継続します。

(5) ＳＴＥＡＭ教育の充実

・　「ひがしねＳＴＥＡＭアカデミー」を開講し、理系・文系・芸術の枠を超えた横断的な学びを通して問題発見解決能力や創造力を育むとともに、自己の才能への気づきと発掘の機会をつくります。芸術(写真・音楽)コース、数学コース、技術工学コース、科学コースと魅力あふれるＳＴＥＡＭ教育を展開します。
・　算数・数学の学び(数学的活動)から、新たな発見と課題を解決する力を育成する授業展開を目指します。大学教授をアドバイザーとした「大けやき授業力向上プラン：スーパーバイズ(算数・数学)研修」を通して、算数・数学担当教員が共通理解し、各校で実践していきます。

３　確かな学びを支える教育環境の充実

(1)環境教育、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の推進

・　本市のゼロカーボンシティ実現に向けて、環境先進都市として「学校版さくらんぼ環境ＩＳＯ」に継続して取り組みます。児童生徒が将来の地球環境を見据え、主体的に実践することで、環境保全や持続可能な循環型社会を形成しようとする意識の醸成を図りながらＥＳＤ教育を推進させ、持続可能な社会の創り手を着実に育みます。

(2)学校安全管理対策、安全教育の推進

・　東根市ハザードマップに基づき、災害発生時にも教職員が児童生徒に対して適切な指示や指導ができるよう取り組みます。
・　通学路の安全点検を定期的に実施し、学校や関係機関などの協力を得ながら危険箇所の改善に努めます。
・　各校の学校安全ボランティアや子ども見守り隊等の協力を得ながら、児童生徒の安全・安心な登下校並びに不審者対策を一層推進します。
・　児童生徒に対して、危険を予測して事故を未然に防ぎ、災害発生時に適切な判断をして行動したりする、自分のいのちは自分で守る能力を身に付けさせるための安全教育の充実を図ります。
・　熱中症対策として、昨今の気温上昇に対応した教育課程を編成するとともに、熱中症警戒アラート等の気象情報を注視し、暑さ指数の計測器と気化式冷風機を活用して対策を講じ、児童生徒の安全・安心な学びの環境をつくります。

(3)学校における働き方改革の推進

・　時間外在校等時間を月 45 時間以内、年 360 時間以内とする「山形県公立学校における働き方改革プラン」を推進します。教育課程・教育計画の精選と業務

内容の改善により、子どもと向き合う時間や教材研究、授業準備等に充てる時間をより多く創出できるよう支援します。

・ 校務支援システムの活用による校務のＤＸ化を推進して、教職員の負担軽減につなげます。

４　特色ある教育活動により、郷土を愛する心を涵養する教育の推進

(1)特色ある学校経営事業

・　各学校の特色ある学校経営を推進するために、「特色ある学校経営事業」を実施します。学校の重点を踏まえた特色ある教育活動や地域の教育資源を活用した活動等、各学校の新たな事業提案をもとに、特色ある学校経営を推進するための交付金を交付します。

(2)郷土愛の醸成

・　読解力の育成や郷土愛の醸成などを推進するため、小学５年生から中学３年生の全学級で「１学級１新聞事業」を、中学校には、Ｗｅｂブラウザで掲載記事を検索できる記事データベースの活用を継続します。

(3)学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の導入

・　学校と地域が連携し、地域ならではの特色ある学校づくりを進めるため、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を本年度までに市内すべての小中学校に設置します。持続可能な地域の創り手を育成するため、地域と学校がパートナーとなり教育活動を推進するとともに、社会(地域)に開かれた教育課程を実現します。

(4)小規模特認校制度の推進

・　小規模特認校制度を導入している高崎小学校は、地域と連携した学校経営や放課後子ども教室(高崎地区アフタースクール)など、地域と一体となった活動が地域活性化に大きく寄与しています。外国語(英語)活動の充実も継続して支援するなど、高崎小学校の更なる活性化を推進します。

５　食育の実践と学校給食の充実

(1)望ましい食習慣と豊かな人間関係を育む給食指導の充実

・　「第二次東根市食育・地産地消推進計画」及び「東根市学校給食センター食育年間計画」を基に、学校と連携し給食の時間や各教科の学習において、各学年に応じた食に関する指導の充実に努めます。

・　自然の恵みと食材のいのちをいただくことへの感謝、食事を作ってくれる人に対する感謝の気持ちをもち、食材の産地、地域や暮らしとのつながりなどの

話題に触れながら、食生活の基礎となる食事の準備と後片付け等の習慣を育みます。

・　自らの健康を自ら考える自己管理能力やマナーを培うため、小学校６年生を対象にバイキング給食を実施します。

・ 給食食材費が高騰している中、小学校学校給食費支援事業等を活用して、児童生徒が摂取する栄養価を保持します。

(2)学校給食への理解の推進と地元産食材の積極的活用

・　学校給食ランチタイムを通じ、学校給食の内容について市民の関心と理解を深めるとともに、各学校と連携し、保護者試食会の開催や栄養指導を積極的に実施します。

・　市報や市のホームページ、家庭配付献立表等を積極的に利用し、広報活動の充実を図ります。

・　給食への関心と楽しみをより高めるため、児童生徒からの意見を聞きながら、栄養バランスのとれた作成献立を月１回程度（９月～３月の間）実施します。

・　関係機関と連携・協力し、地元産食材を活用した給食内容の充実を図ります。

(3)衛生管理の徹底及び学校給食の安全性の確保

・　大量調理施設衛生管理マニュアルや学校給食衛生管理の基準等に基づいた調理運営等を行うとともに、食中毒や異物混入防止のために、委託事業者や納入業者への指導を徹底します。また、学校との情報共有と連携を緊密にして、安全性の確保に努めます。

・　食品添加物及び遺伝子組換え食品の使用を避け、納入業者へ生産（出荷）証明書、冷凍・加工食品については、原料組成表・成分表の添付を義務付けし、食材の安全を確保します。

・　調理過程においては、食材の品質や異物が混入していないか等、入念な確認と十分な洗浄作業及び加熱処理を行うことで、学校給食の安全性の確保と安心感の向上を図ります。

(4)食物アレルギーへの対応

・　市内全児童生徒を対象とした４品目(乳、卵、そば、落花生)に対するアレルギー除去食（代替食）の提供確認を実施します。

・　該当する児童生徒に除去食を確実に提供するとともに、学校や担任、児童生徒等への周知徹底を図り、誤食の防止に努めます。さらに、アナフィラキシーショック等、万が一の場合に対応できるよう校内体制を整えます。

(5) 中学校学校給食無償化事業

・　教育費の負担が大きい中学生のいる世帯において、負担軽減を図り教育環境の充実に資することを目的に、東根市に住所を有する中学校に在籍する生徒の学校給食費無償化を継続します。

施設課の基本方針と施策

Ⅰ　基本方針

学校施設は、児童・生徒にとって一日の大半を過ごす生活の場であり、学校教育活動を行う場であることから、安全・安心な場所であることが基本的条件となる。さらに、災害発生時には地域住民の避難場所等防災拠点となる、地域にとっても重要な役割を担っている施設であることから、常に安全・安心な施設であることが求められている。

市内の小学校は、築後 40 年を経過した施設が多くあり、構造体だけでなく設備においても老朽化が現れている。また、環境面への配慮やバリアフリーへの取り組みなど、対応すべき課題が多くある。

これらを踏まえ、令和２年度に策定した東根市学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な改修、増改築等を推進するとともに、適正な維持管理に努めることで、より安全・安心で、かつ防災・防犯性能の高い施設を目指す。また、インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいを持つ児童・生徒が十分に教育を受けることが出来るよう、必要に応じ基礎的環境の整備に努める。併せて、生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の場でもあることから、地域に開かれた学校として利活用できるよう施設の充実を図る。

社会教育及び社会体育施設については、生涯学習活動の拠点施設と位置付け、市民がより利活用しやすい施設となるよう、適正な維持管理、計画的な改修整備を実施することにより機能の充実を図る。

Ⅱ　施　策

１　確かな学びを支える教育環境の充実

(1)　学校教育施設の整備

①　校舎等の計画的な整備による良好な学習環境の確保

ア　学校施設ＬＥＤ化推進事業

学校施設の照明については、ＬＥＤ化により、明るく安全な子供たちの学習に関わる空間・環境の質的向上と、熱の発生が少ないため空調効率の向上等による環境負荷とランニングコストの軽減が期待できます。蛍光灯等の製造終了が近づくなか、すべての学校施設の照明がＬＥＤ化となるよう計画的に整備を行ってまいります。

令和７年度　神町中学校外ＬＥＤ化工事実施設計業務委託

イ　仮設校舎リース事業

東根中部小学校仮設校舎については、学区内において宅地開発が散見されることから、今後の児童数やインクルーシブ教育の推移を注視しながら、契約満了までリース契約を継続しつつも、今後の対応について検討を進めてまいります。

②　施設設備の計画的な維持修繕

ア　学校施設長寿命化改良事業

令和２年度に策定した東根市学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な改修、増改築、設備の更新、空調設備の導入促進やバリアフリー化等を実施することで、施設や設備の機能を良好な状態に保つとともに、トータルコストの削減と予算の平準化を図ります。

令和６～７年度　東郷小学校長寿命化改良工事

イ　学校施設の維持管理事業

教育施設、設備の維持管理については、学校における日常の点検を強化するとともに、専門業者への業務委託を行い適正な維持管理に努めます。

学校における日常点検と建物や設備の法定点検の結果をもとに、施設及び設備の不具合や劣化状況を適切に把握し計画的に改修するとともに、安全確保のため緊急に修繕が必要な場合はすみやかに対応します。

屋外プール等の大規模改修については、今後の修繕規模や費用によっては、スケールメリットや教職員負担等を鑑み、共同利用や民間事業者の活用を含めた調査・研究を教育委員会全体で進めます。

③　学校安全管理対策の充実

学校施設における安全管理の充実が求められていることから、校内非常放送設備やインターホンの更新を計画的に推進するとともに、更なる防犯体制の強化を図るための設備等について、検討を進めます。

(2)　社会教育・体育施設の整備

①　生涯学習施設の整備

生涯学習の拠点となっている各地区公民館の経年劣化に対応していくために、東根市社会教育施設長寿命化計画に基づき、共生のまちづくりの視点を踏まえ、所管課である生涯学習課との連携を図りながら、計画的な改修、適正な維持管理を実施します。

また、社会体育施設については、東根市社会体育施設長寿命化計画に基づき、所管課との連携のもと、計画的に整備更新を実施します。

生涯学習課の基本方針と施策

Ⅰ　基本方針

生涯学習とは、家庭・学校・職場など、あらゆる生活の場において、一人一人が自由にテーマを選び、自分にあった手段・方法のもと生涯にわたって行う「学び」を通じて、心の豊かさを育み、生きがいを持つことである。

本市においては、まちづくりの目標の一つとして「心豊かな人を育てる　教育と文化のまち」を掲げていることから、今後とも、様々な年代の多様なニーズを的確に捉えた事業を展開し、更に生涯学習の充実を図る必要がある。

それらを踏まえ、市民が心身ともに健康で心の豊かさがより高まるよう、教育大綱のもと、地域の資源を活かし、地域の教育力を高める生涯学習の充実を図るとともに、地域に活力を与え、生きがいにつながる芸術・文化・スポーツ活動を推進していく。

また、デジタル・ＩＴ技術などを積極的に活用するなど、ニューノーマルな学習機会の創出・提供・確保を図っていく。

Ⅱ　施策

１　地域の資源を活かし、地域の教育力を高める生涯学習の充実

(1)地域に根ざした生涯学習活動の推進

- 東根市民立大学「タントまなべ学園」の充実による学習機会を提供します。
- 対面での講座等の開催のほか、これまでのリモートの活用も含め、多様化する学習ニーズへの対応やＳＮＳなどを活用するなど、学習機会や学習情報を積極的に発信します。
- 地域の特色を活かした各種講座の提供、実施により、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた生涯学習活動を推進します。
- 地域公民館、まなびあテラス、東の杜等の各施設の機能の充実と効果的な活用を図るとともに関係機関及び指定管理者と連携した魅力ある生涯学習活動を推進します。
- 公民館事業の活動を通し、交流会等の開催などにより参加者自身の企画力を高め、自らが積極的に生涯学習活動を推進することを支援します。

(2)生涯学習推進のための環境整備

- 東根市社会教育施設長寿命化計画に基づき、各施設の適正な管理に努めるとともに、共生社会への対応並びに長寿命化を図っていきます。
- 集会施設等施設整備費補助制度の活用により各地区集会施設等が地域の生涯

学習活動の拠点としての機能を発揮できるよう、地域による施設整備を支援します。

(3)青少年の健全育成

・　学校、家庭、地域の連携を強め、青少年へのあいさつ運動や街頭指導、インターネットの安全・安心な利用の啓発などを行います。
・　学習会や研修会の実施により、青少年育成市民会議、青少年補導センター、市子どもクラブ育成連絡協議会等の組織力の強化を図り、情報の共有と有機的な連携を推進します。
・　地域における世代間交流や東根市と中央区の子どもたちの交歓を通し、友好都市間における交流を推進するなど、地域理解と認識を深めます。
・　地域住民の参画を得て放課後子ども教室を実施し、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、学習や地域の実情に応じた体験活動・交流活動の機会を定期的・持続的に提供します。また、本年度までに組織される「コミュニティ・スクール」や学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」を推進し、学校と地域の相互の連携・協働のもと一体となって子どもたちの成長を支えていくための体制構築を図ります。

(4)家庭教育の充実と地域コミュニケーションづくり

・　すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、学習機会と情報の提供を行い、学校、家庭、地域の連携を深め、家庭教育の一層の充実を図ります。
・　地域づくり活動推進事業及び地域づくり活動活性化事業等の実施により、地域活動を支援し、より一層の地域力の向上と地域コミュニケーションづくりを促進します。

2　地域に活力を与え、生きがいにつながる芸術・文化・スポーツ活動の推進

(1)多様な芸術文化活動の推進

・　東根市芸術文化協会や関連団体、サークル等との連携を深め、自主的活動への支援を継続します。
・　指定管理者と連携し、まなびあテラスと東の杜の効果的な活用を図るとともに、それぞれの特性を活かした芸術文化活動の充実に努めます。
・　優れた芸術・多様な文化に触れる機会の充実、及び読書活動の推進と機会の確保を図ります。
・　本市を代表する文化的イベントである「東根市総合文化祭」や「大ケヤキ全国書道絵画展」のさらなる充実を図ります。

(2)文化財の保護と活用

・　国、県、市指定文化財の保護・継承活動を推進します。

・　国指定特別天然記念物である「東根の大ケヤキ」について、より適切に管理していくための調査を行うとともに、薬剤や活性剤の散布、枯枝伐採等を通して、計画的かつ適切な維持管理を行います。
・　市の魚「カクレトミヨ」のさらなる生息環境の維持や、市民の環境保全の意識醸成に努めます。
・　地域の資源である文化財の情報発信と文化財保護に向けた意識啓発を行います。

(3)伝統芸能、伝承文化の保護と活用

・　市指定無形民俗文化財の保存活動と伝承活動を推進します。
・「Ｌｏｏｋ　ｆｏｒ　エブリィ　伝承祭」等、市民自らが運営する発表イベント等に対する支援の充実を図るなど、伝統芸能、伝承文化を通した交流を推進します。

(4)市民誰もがスポーツに親しめる生涯スポーツの推進

・　総合型地域スポーツクラブ「マイ・スポーツひがしね」との連携を強化し、ニュースポーツやインクルーシブスポーツ、アーバンスポーツなど、年齢、性別、障がいの有無に関わらず多くの市民が生涯にわたってスポーツに親しめる環境の充実化を図ります。
・　少子化やスポーツ活動の多様化により、中学校運動部活動が従前と同様の体制で活動・運営を継続することが困難となっており、子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、「中学校部活動の地域移行（地域展開）」を着実に進めます。

(5) スポーツを通じた地域活性化の推進

・　地元プロスポーツチームへの応援イベントの実施やプロスポーツチームが主催する実技講習会等の活用により、ジュニア選手の競技力向上やスポーツ観戦者の増加、プロスポーツチームとの交流機会の提供に努めます。
・　「スポーツ・健康づくり推進に関する協定」を締結している日本体育大学との連携を強化し、運動・スポーツに関連する幅広い分野での積極的な活用を図り、市民のスポーツ推進に努めます。

(6) 安全で快適にスポーツ施設を利用できる環境整備の推進

・　指定管理者制度を活用し、市民体育館や中央運動公園を拠点とした魅力あるスポーツ推進事業を実施し、スポーツ施設の利用拡大を図ります。
・　学校体育施設の有効活用により、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を提供します。
・　東根市社会体育施設長寿命化計画及び第２次東根市スポーツ推進計画に基づき、社会情勢の変化に対応したスポーツ施設の計画的な整備改修を行います。

東 根 市 教 育 委 員 会

1 教育長

ふりがな 氏　　名（性別）	就　　任　　日	任期満了予定日	前 職(退職時)
たなか　　あつし 田 中　　敦（男）	令和７年４月１日	令和９年３月 31 日	公立小学校長

2 委　員

ふりがな 氏　　名（性別）	就　　任　　日	任期満了予定日	職　業 （無職の場合は前職）
あかぎ　ゆういち 赤 木　雄 一（男） ＜教育長職務代理者＞	平成 27 年４月１日	令和８年３月 31 日	無　職 （公立小学校長）
ふくなが　いくこ 福 永　郁 子（女）	平成 29 年 12 月 10 日	令和 11 年３月 31 日	無　職 （公立中学校養護教諭）
きたむら　ようこ 北 村　陽 子（女）	平成 31 年４月１日	令和９年３月 31 日	農　業
ひの　まさき 日 野　雅 喜（男）	令和６年４月１日	令和 10 年３月 31 日	団体職員

3 教育委員会事務局の組織

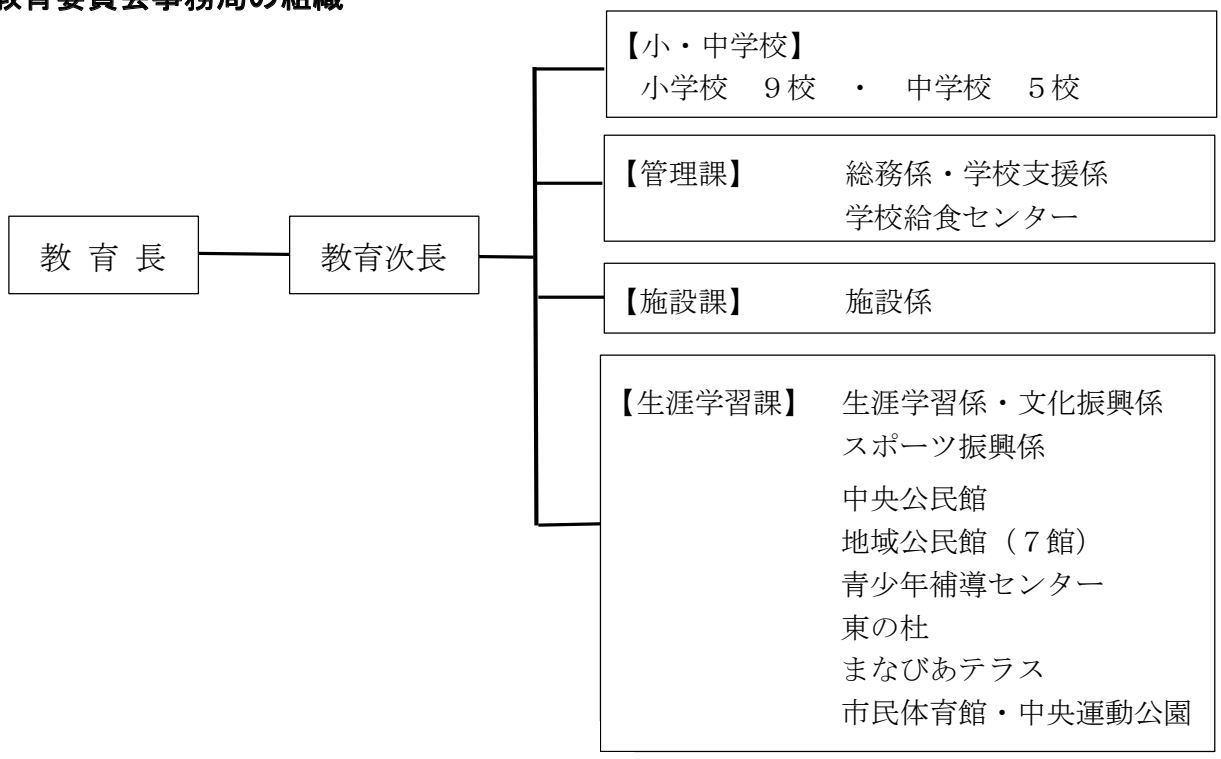

資　料

1　令和７年度教育費予算

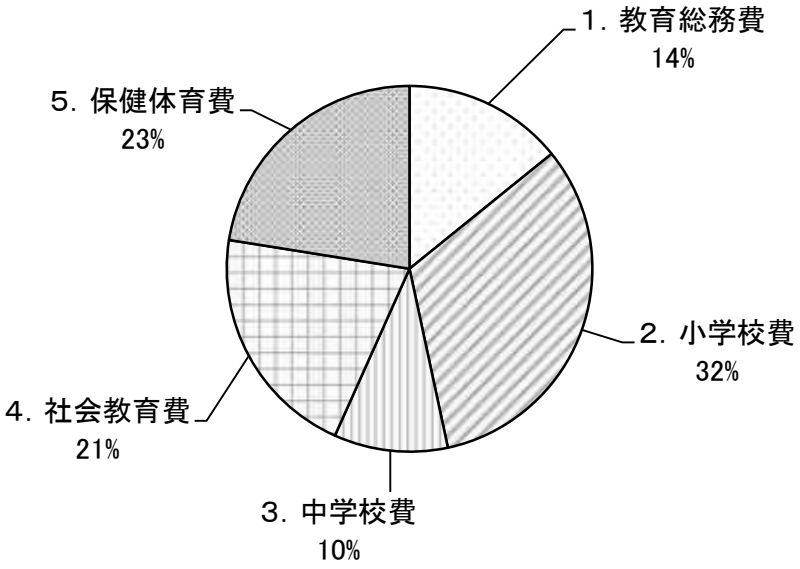

（単位:千円）

項　　目		予 算 額	前年度比較
教 育 費	1. 教育総務費	452,237	29,627
	2. 小学校費	1,034,708	93,804
	3. 中学校費	320,793	▲ 48,064
	4. 社会教育費	664,266	78,858
	5. 保健体育費	716,305	44,644
合　　計		3,188,309	198,869

2　児童生徒数の現況と推移

令和7年度小学校児童数見込み（令和7年2月28日現在）

単位（人）

学校名	１年	２年	３年	４年	５年	６年	合計
東根小学校	73	87	73	87	88	90	**498**
神町小学校	48	40	56	56	56	59	**315**
東郷小学校	13	21	13	14	12	18	**91**
高崎小学校	9	10	5	9	11	9	**53**
大富小学校	36	39	44	29	33	34	**215**
小田島小学校	35	35	31	36	29	33	**199**
長瀞小学校	6	5	8	17	12	8	**56**
東根中部小学校	86	81	90	103	86	89	**535**
大森小学校	102	123	93	136	104	117	**675**
合　　計	**408**	**441**	**413**	**487**	**431**	**457**	**2,637**

小学校児童数の10年間の推移

単位（人）

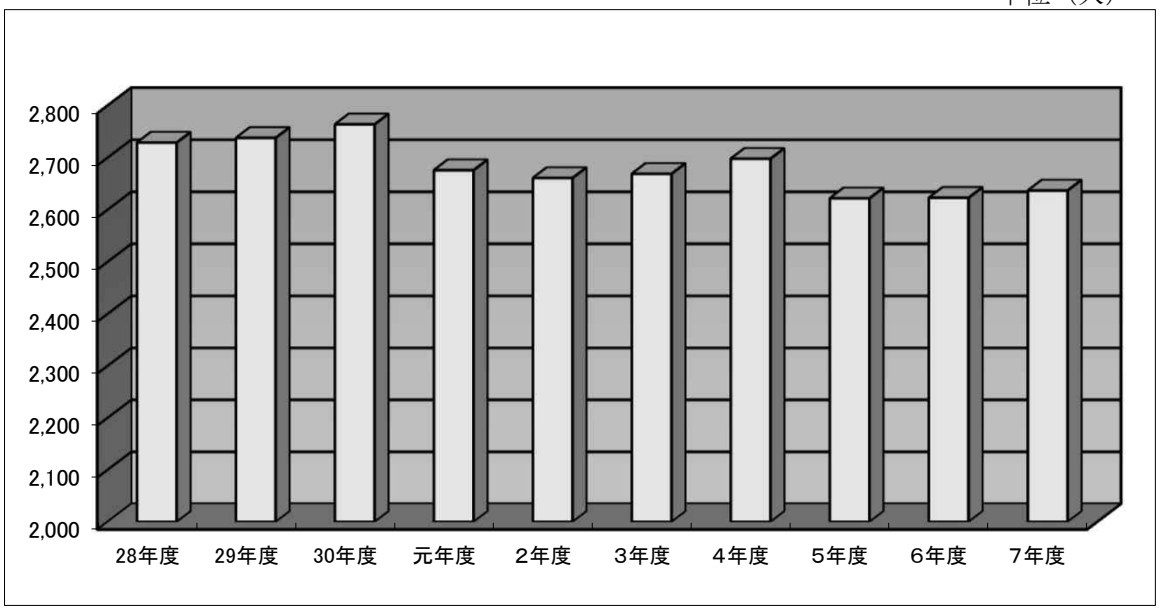

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
児童数	2,729	2,738	2,764	2,676	2,661	2,669	2,698	2,622	2,623	2,637
学級数	119	121	127	125	124	123	123	125	124	129
（特支学級）	（16）	（16）	（20）	（18）	（19）	（19）	（22）	（25）	（24）	（27）

＊ 学級数には特別支援学級を含む。

令和7年度中学校生徒数見込み（令和7年2月28日現在）

単位（人）

	1　年	2　年	3　年	合計
第一中学校	136	155	149	**440**
第二中学校	48	46	42	**136**
第三中学校	14	24	25	**63**
大富中学校	41	37	39	**117**
神町中学校	137	142	175	**454**
合　　計	**376**	**404**	**430**	**1,210**

中学校生徒数の10年間の推移

単位（人）

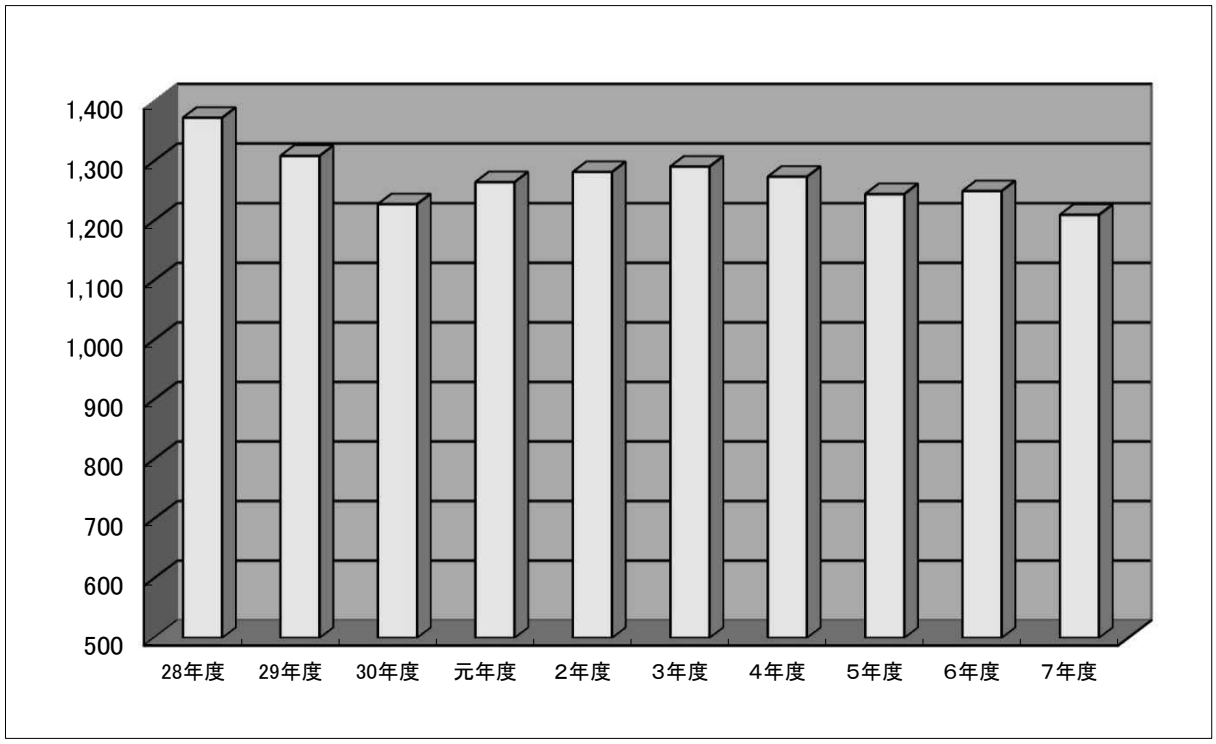

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
生徒数	1,373	1,309	1,228	1,265	1,282	1,291	1,274	1,245	1,250	1,210
学級数	53	51	49	54	53	55	54	54	56	54
（特支学級）	(7)	(8)	(9)	(11)	(9)	(12)	(12)	(12)	(14)	(13)

＊ 学級数には特別支援学級を含む。

3　学校施設の設置及び概要

［小学校］　　（単位：㎡）

学校名	所　在　地	電話番号	校地面積 （借地、その他含む）	校舎面積 （リース校舎含む）	屋内運動場面積 （地連施設含む）	プール水面積 （上段：本プール） （下段：小プール）
東 根 小	東根市本丸南一丁目１番１号	42-1200	20,114	7,094	1,881	325 150
神 町 小	東根市神町南三丁目２番３号	47-0035	29,048	7,067	1,371	300 90
東 郷 小	東根市大字泉郷乙１９２２番地	44-2224	15,095	3,482	856	325
高 崎 小	東根市大字観音寺２１６２番地	44-2320	16,205	2,091	1,020	375 72
大 富 小	東根市大字羽入８４１番地	47-0404	21,457	3,454	1,015	375 72
小田島小	東根市大字郡山４１１番地の１	43-4449	18,777	2,619	1,029	375 72
長 瀞 小	東根市大字長瀞１８８番地の１	42-0321	21,932	2,956	921	375 72
東根中部小	東根市中央二丁目５番１号	43-8000	39,890	6,425	1,480	425 90
大 森 小	東根市神町北二丁目１番１号	48-3500	25,214	7,055	1,372	325 90
計			207,732	42,243	10,945	3,908

［中学校］　　（単位：㎡）

学校名	所　在　地	電話番号	校地面積 （借地、その他含む）	校舎面積 （リース校舎含む）	屋内運動場面積 （地連施設含む）	プール水面積
第 一 中	東根市鷺の宿一丁目１番１号	42-0114	57,662	6,905	2,023	850
第 二 中	東根市大字蟹沢９５０番地の１５	42-0343	35,541	4,163	1,782	425
第 三 中	東根市大字泉郷乙１９２２番地	44-2120	38,105	3,798	1,829	425
大 富 中	東根市柏原三丁目１番１号	47-0409	46,241	3,028	1,818	325
神 町 中	東根市神町北五丁目１１番１号	48-3375	39,003	6,611	1,493	425
計			216,552	24,505	8,945	2,450

４　学校施設の整備状況

［小学校］

	東根小	神町小	東郷小	高崎小	大富小	小田島小	長瀞小	東根 中部小	大森小
平成６年度 以前	校（48） 校舎増 （59） 体（49） プ（49）		プ（46） 校（52） 体（53） 校舎増 （61）	体（30） 校（53） プ（61）	校（56） 体（58） プ（59）	校（52） 体（56） プ（58） 校舎増 （H5）	校（54） 体（56） プ（60）		
7									
8			プ						
9								校	
10								プ	
11									
12									
13									
14									
15			プ						
16				体					
17		校舎借						校舎借	
18									
19									
20									
21	耐ト								
22	耐プト		プ						
23		耐プ						体(改築) 校舎借	開校
24									
25				耐		耐プ			
26			耐プ		耐		耐		
27						天	天		
28	天			ト	プ			天 校舎借	
29		ト	ト			トプ	ト		
30				プ	ト			ト	
令和元年度	空	空(ﾚﾝﾀﾙ)	空プ	空	空	空	空	空	空
2	L	校体プグ	L	L	L	L	L	L	L
3		旧校舎 解体						校舎借	
4	空	空	空	空	空	空	空	プ空電	空
5									
6	電		長電	電	電	電	電		
7			長						

※年度は各主要等の最終完成年度(複数年工期あり）を示す。［校→校舎、体→屋内運動場、武→武道館、プ→ﾌﾟｰﾙ、グ→ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ、借→賃貸借校舎］

※令和７年度は予定。

※「耐」は耐震補強工事、「天」は天井落下防止工事、「ト」はトイレ洋式化工事、「空」は空調設備設置工事、「Ｌ」は校内ＬＡＮ工事、「電」は電気錠工事
「長」は長寿命化改良工事

［中学校］

	第一中	第二中	第三中	大富中	神町中
平成６年度以前				プ（48） 校（58） 体（60）	校（5） 体（5） 武（5） プ（5） グ（5）
7	校体武				
8	プグ				
9					
10					
11		校体武			
12		プグ			
13	グ		校体武グ		
14			プ		
15					
16					
17					
18	グ				
19					
20					
21					
22					
23	グ				
24					校舎借
25	空	空	空	空	空
26					グ
27	天	天	天		天
28	天グ			天プ	天
29					校舎借
30				武ト	
令和元年度	ト	ト	ト		ト
2	Ｌ	Ｌ	Ｌ	Ｌ	プＬ
3					
4	空	空	空	空	校舎借・空
5		プ			校舎増・電
6	電	電	電	電	
7					

※年度は各主要等の最終完成年度（複数年工期あり）を示す。［校→校舎、体→屋内運動場、武→武道館、プ→ﾌﾟｰﾙ、グ→ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ、借→賃貸借校舎］

※令和７年度は予定。

※「耐」は耐震補強工事、「天」は天井落下防止工事、「ト」はトイレ洋式化工事、「空」は空調設備設置工事、「Ｌ」は校内ＬＡＮ工事、「電」は電気錠工事

５　社会教育・社会体育施設

[社会教育施設]

（令和７年４月１日現在）

施　設　名	所　　在　　地	建設年次	敷地面積㎡	建物構造 延床面積㎡	電話番号
東根公民館	東根市本町6番1号	平成24年 ３月	4,746.05	鉄骨造2階建 1,256.22	42-0107
東郷公民館	東根市大字野川1184番地の1	平成２年 12月	5,800.00	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建 781.70	44-2223
高崎公民館	東根市大字観音寺2167番地の2	平成３年 ３月	2,036.58	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建 716.59	44-2530
神町公民館	東根市神町東四丁目4番8号	平成28年 ３月	2,884.21	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建 1,215.98	47-0149
大富公民館	東根市大字羽入723番地	昭和61年 ９月	3,796.34	鉄骨造2階建 777.05	47-0401
小田島公民館	東根市大字郡山672番地	昭和58年 ９月	2,989.72	鉄骨造2階建 790.46	43-4450
長瀞公民館	東根市大字長瀞1259番地	昭和58年 ３月	5,855.00	鉄骨造2階建 755.98	42-0301
東の杜	東根市本丸東3番1号	平成31年 ３月	5,332.20	木造、土蔵、レンガ造等、一部2階建 1,182.31	48-7211
まなびあテラス	東根市中央南一丁目7番3号	平成28年 7月	22,490.98 （都市公園含む）	鉄骨造、 一部RC造2階建 4,401.18	53-0223

［社会体育施設］

（令和７年４月１日現在）

施　設　名	建 設 年 次・所 在 地	規 模・施 設 内 容
東根市大森緑地 野球場	昭和53年６月 東根市大字東根元東根字大森5531番地 大森緑地公園地内	面積　　10,000㎡ センター　　110m
東根市大森緑地 テニスコート	昭和54年５月 東根市大字東根元東根字大森5531番地 大森緑地公園地内	面積　　2,062.2㎡ コート　　３面
東根市 クレー射撃場	昭和55年11月 東根市大字東根元東根字袖の沢山9637	面積　　48,500㎡ スキート　　２面 ライフル　　１面 トラップ　　１面
東根市民体育館	昭和60年11月 東根市大字東根乙1119番地の1	延床面積　5,981.74㎡ アリーナ　1,978.00㎡ 幼児高齢者体育室　408㎡ トレーニングルーム　408㎡ 研修室　103㎡ 更衣室（男女）　40㎡ 幼児室　25㎡
東根市 屋内多目的コート	平成３年12月 東根市温泉町一丁目18番地3	面積　　1,313.48㎡ ゲートボールコート　２面 テニスコート　１面 ミーティングルーム 更衣室
東根市大森山公園 大森パーク テニスコート	平成７年10月　５面 平成８年10月　５面→７面 照明設備３面 平成９年８月　照明設備３面→７面 平成10年10月　センターコート 東根市大字東根元原方字大森北388番地	面積　　8,570㎡ テニスコート　７面 センターコート　１面
東根市 大森緑地弓道場	平成23年10月 東根市大字東根元東根字大森5531番地 大森緑地公園地内	面積　　1,087.80㎡ 射場　79.11㎡ 的場　25.18㎡
東根市 中央運動公園	平成28年３月 体育館、野球場、多目的運動広場 平成28年６月 プール 東根市中央西1番1号	敷地面積　31,827.47㎡ 体育館延床面積　3,606.25㎡ アリーナ　1,426.00㎡ ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑA（1F）　267.37㎡ ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑB（1F）　215.62㎡ ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ（2F）　48.75㎡ 雨天練習場（1F）　445.62㎡ プール　競泳用25m×4コース、 レジャー用、幼児用 野球場　面積　6,879.00㎡ 少年用　センター　88.40m 多目的運動広場　面積　8,970㎡ 人工芝　115m×78m

６　事務事業の概要（管理課）

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和６年度	令和７年度
教育委員会関係			
①教育委員会会議の開催	毎月１回の定例会、必要に応じて臨時会を開催		
②学校及び公民館の訪問指導	各学校を訪問し、施設設備の状況や学習の状況を視察し、教職員等との懇談を通して指導助言を行い、学校等の経営の充実促進を図る。 Ｒ７訪問予定施設 東根小・東郷小・高崎小・小田島小・長瀞小・第二中・第三中・大富中・東郷公・高崎公・大富公・小田島公・市民体育館		
③教育委員研修	東北６県や北村山地区の会議・研修会に参加し、情報交換等を通して、教育委員の資質向上を図る。		
幼児教育振興関係			
①就学時健康診断事業	小学校就学予定者を対象に、健康診断や知能検査を行い、心身の状況把握や治療及び保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての相談・指導を行う。	857,000	911,000
学校管理関係			
①スクールバス運行及び利活用事業	遠距離通学（東郷小学校）や小規模特認校通学（高崎小学校）の児童の安全な通学を支援するため、スクールバスを運行する。 また、地域の教育資源を生かした特色のある課外学習を実施するため、スクールバスの空き時間を有効に活用する。(特色ある学校経営事業)	通学支援 10,864,000 利活用 955,000	通学支援 12,985,000 利活用 1,113,000
②児童生徒災害共済事業	学校管理下において児童生徒に災害等が発生した場合、災害共済金の給付を行うため「日本スポーツ振興センター災害共済事業」に加入する。	3,746,000	3,756,000
③学校災害賠償保険事業	学校施設の欠陥、管理上の過失又は教職員の指導監督上の過失により、学校管理下にある児童生徒並びに保護者等第三者に身体の障害、財産の損壊が発生し、賠償責任が生じた場合に対応するため、賠償責任保険に加入する。	480,000	431,000

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和６年度	令和７年度
④学校保健管理事業	児童生徒及び教職員の健康診断、教職員のストレスチェックを実施するとともに、学校医の保健指導により健康管理を図る。	22,426,000	25,108,000
学校教育振興関係			
①特色ある学校経営事業	地域の文化や教育資源を活用した学校独自の特色のある学校経営を推進するため、交付金を交付する。学校の規模に応じた額（均等割・児童生徒数割）の配分に加え、各学校の創意工夫が見られる事業枠（重点事業）を設けて支援を行う。	3,784,000	3,784,000
②小規模特認校事業	高崎小学校をモデル校とした小規模特認校制度の導入により、高崎小学校の活性化及び高崎地区の振興を図る。	6,197,000	6,402,000
③学力向上支援員設置事業	学習を支援する人材を学校に配置し、小中学校における基礎学力の向上を図る。	35,935,000	38,333,000
④教育支援専門員設置事業	市内小中学校における教育指導上の課題解決を支援するため、教育支援専門員を教育委員会に配置する。	6,219,000	6,549,000
⑤学校保健会推進事業	学校保健の振興を図るため、東根市学校保健会を設置し、児童生徒並びに教職員の健康増進と体位の向上のための各種事業を実施する。	350,000	350,000
⑥理科教育センター運営事業	理科教育にかかわる教員の指導法並びに教材にかかる研修を実施し、理科教育の振興を図る。	180,000	180,000
⑦アイジー基金運営事業	基金の利子等を運用し、産業教育及び科学教育の振興を図る。 （アイデア工作展の開催・東根少年少女発明クラブ事業の運営）	1,000,000	1,000,000
⑧語学指導事業	ALT（外国語指導助手）を市内小中学校に配置し、語学力の向上と国際理解の促進を図る。小学校での英語教科化もあり、平成30年８月よりＡＬＴ７名体制としているほか、中学２・３年生を対象とした英検受験支援を行い、英語教育の充実を図る。	38,910,000	41,048,000

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和６年度	令和７年度
⑨教育研究委嘱支援事業	教育課題の解決に向けた研究を委嘱し、その成果をすべての小中学校が共有することで学校教育の充実を図る。 令和２年度から、各校の手上げ方式による委嘱研究としている。	450,000	450,000
⑩ＩＣＴ教育推進事業	ＧＩＧＡスクール構想に基づき導入された、１人１台端末と令和５年度に導入された電子黒板を効果的に活用し、ＩＣＴ教育の推進を図る。 あわせて、ＩＣＴ支援員を各校に継続派遣し、学校現場におけるＩＣＴ教育をサポートする。	112,396,000	146,026,000
⑪理科教育等設備整備事業	小中学校における理科教育の振興を図るため、国庫補助を活用し、理科教育教材備品を整備する。（小中学校、隔年毎）（１／２）	小学校 2,700,000 国補(1,350,000)	中学校 1,500,000 国補(750,000)
⑫小学校社会科副読本作成活用事業	３、４年生向けに、東根市の歴史や身近な地域の地理に関する副読本を作成する。（隔年作成）令和７年度に改正版を作成する。	－	1,294,000
⑬理･数･英チャレンジｉｎひがしね事業	イングリッシュキャンプ、ひがしね STEAM アカデミーなど、理系・文系・芸術の枠を超えた横断的な事業を実施し、問題解決能力や創造力を育む。	548,000	548,000
⑭学校版ＩＳＯ推進事業	さくらんぼ環境ＩＳＯへの取り組みを推進し、循環型社会の構築に向けた意識を育て、こころ豊かな児童生徒の育成をめざす。 令和７年度認定更新予定 （共通メニュー・特色メニューの実践）	1,169,000	1,169,000
⑮国際理解をはぐくむ学校教育推進事業	グローバル社会の急速な進展に対応し、国際交流の機運醸成を図るため、学校における国際教育活動を支援する。	1,860,000	1,860,000
⑯大けやき授業力向上プラン	児童生徒の学力向上のため、先進校の調査研究及び専門的見地からのスーパーバイズや研修を実施し、教員の指導力向上を図る。	950,000	950,000

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和６年度	令和７年度
障がい児教育振興事業関係			
①特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学している児童生徒の特殊事情に鑑み、必要な援助を行うことで、円滑な就学の普及奨励を図る。	3,614,000 国補 (1,806,000)	4,534,000 国補 (2,266,000)
②特別支援教育推進事業	特別支援学級及び通常学級で特に支援を必要とする発達障がい児童生徒（LD、ADHD、自閉症、高機能自閉症等）の支援体制を整える。 ・ スクールサポーターの配置（１８名）	37,689,000	43,525,000
③医療的ケア児支援事業	医療的ケアが日常的に必要な児童生徒が健康で安全な学校生活を送るための支援体制を整える。 ・学校看護師の配置（２名）	4,489,000	7,994,000
要保護・準要保護事業関係			
①就学援助事業	家庭の経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、学用品費等を支給し、当該児童の就学の援助を図る。	31,514,000	33,360,000
児童生徒指導対策関係			
①不登校児童生徒の適応指導事業	学校と家庭の中間施設として、不登校児童生徒の教育指導、保護者に対する相談業務等を実施し、児童生徒のニーズに応じた支援を行う。令和７年度は、新たな拠点づくりに向けたトライアル事業を実施する。 ・適応指導教室（週５日の開設） 東根市白水一丁目７番21号　旧東根公民館内 080-3441-1409 ・ゆっくりいこう会（保護者相談） また、別室登校児童生徒に対して教員ＯＢを派遣し、学習面の支援を図ることで、円滑な学級復帰につなげる。	7,172,000	8,043,000
②心の教室相談等事業	生徒の話し相手や悩みの相談、地域と学校の橋渡し、その他の教育活動の援助を図るため、心の教室相談員等を配置する。 【市費負担】 ・心の教室相談員の配置（７名） ・スクールソーシャルワークコーディネーター（１名）	4,854,000	5,261,000

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和６年度	令和７年度
	【県費負担】 ・子どもふれあいサポーター（１校１名） 　東根中部小 ・スクールカウンセラー 第一中、第二中、第三中、大富中、神町中（５校１０名）		
③感性教育推進事業	交響楽団による音楽鑑賞を開催し、児童生徒の感性の向上を図り、情操教育の推進に資する。	2,272,000 県補(254,000)	2,197,000 県補(675,000)
学校給食センター維持管理事業			
①学校給食センター整備等事業	ＰＦＩにより整備した施設の運営維持管理業務を一体的に委託する。	249,313,000	252,900,000
②学校給食事業	安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供する。	253,260,000	163,376,000
③給食応援・地産地消推進事業	食材価格の高騰等の現状や地産地消推進の観点から、栄養素の充足と保護者負担の軽減を目的として、米飯食とパン食の差額相当分を市で負担する。Ｒ６年度より、学校給食食材費高騰対策事業を統合。	41,000,000	―
④小学校学校給食費支援事業	食材価格の高騰等の減絮や地産地消推進の観点から、栄養素の充足とほお者負担の軽減を目的として、小学生の物価高騰分を市で負担する。Ｒ６年度給食応援・地産地消推進事業で実施した内の小学生分を事業化した。	―	27,500,000
⑤中学校学校給食無償化事業	中学校無償化事業実施により、無償化となった中学生分とその教職員分について事業化を行い、安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供する。Ｒ６年度まで実施していた学校給食事業と給食応援・地産地消推進事業から中学校分を抜き出し統合。	―	108,292,000

7　事務事業の概要（施設課）

（ 単位 円 ）

事務事業名	内　　容	予算額（請負額）	
		令和６年度	令和７年度
学校施設維持関係	施設の維持修繕業務、施設設備の維持管理業務委託のほか、		
①施設維持事業	計画的に学校施設の改修を行う。		
	[小学校]		
	・東根小学校遊具設置工事	2,596,000	
	・東根小学校循環ポンプモーター更新工事	907,500	
	・長瀞小学校プールろ過装置更新工事	9,636,000	
	・東根中部小学校プールろ過タンクろ材交換工事	2,310,000	
	・東根中部小学校特別支援教室等空調設備設置工事	6,468,000	
	・東根中部小学校高圧ケーブル改修工事	2,112,000	
	・小田島小学校プールろ過装置更新工事		********
	・小田島小学校遊具設置工事		********
	[中学校]		
	・第一中学校受変電設備改修工事	5,335,000	
	・第一中学校駐車場舗装改修工事	4,565,000	
	・第一中学校ろ過装置面前配管工事	598,400	
	・神町中学校プールフェンス改修工事	4,620,000	
	・大富中学校屋内運動場放送設備改修工事	4,774,000	
	・第二中学校高圧ケーブル改修工事		********
	・第二中学校保健室外空調設備更新工事		********
	・大富中学校更衣室改修工事		********
	・第一中学校特別支援教室空調設備更新工事		********
	・第一中学校校舎外壁改修工事		********
	・神町中学校照明灯設置工事		********
②電気錠設置事業	防犯対策のため、電気錠を設置し、オートロック化を図る。		
	・小学校電気錠設置工事実施設計業務委託	2,090,000	
	・小学校電気錠設置工事（東根、高崎、大富、小田島、長瀞小）	29,260,000	
	・小学校電気錠設置工事監理業務委託	1,320,000	
	・中学校電気錠設置工事（第一、第二、第三、大富中）	18,480,000	
	・中学校電気錠設置工事監理業務委託	902,000	

（ 単位 円 ）

事務事業名	内　　容	予算額（請負額）	
		令和６年度	令和７年度
学校長寿命化改良関係	東根市学校施設長寿命化計画に基づき、優先度の高い施設から長寿命化改良工事等を行い、快適な学習環境を確保する。		
	[小学校]		
	・東郷小学校長寿命化改良工事	303,600,000	********
	・東郷小学校長寿命化改良工事監理業務委託	3,982,000	********
	・東根中部小学校校舎屋根改修工事	60,500,000	
	・小田島小学校昇降口等防水改修工事	4,510,000	
	・長瀞小学校普通教室照明器具改修工事	2,640,000	
	・高崎小学校普通教室照明器具改修工事	957,000	
	・小田島小学校普通教室外照明器具改修工事	962,500	
	・東郷小学校長寿命化改良工事に伴う通信機器仮設及び復旧委託		********
	・大富小学校屋根改修工事		********
	・大富小学校屋根改修工事監理業務委託		********
	・大富小学校屋根改修工事設計修正業務委託		********
	[中学校]		
	・第一中学校屋内運動場屋根改修工事	31,350,000	
	・第二中学校屋根改修工事実施設計業務委託	3,083,300	
	・第二中学校体育館屋根改修工事		********
	・第二中学校体育館屋根改修工事監理業務委託		********
	・神町中学校外 LED 化工事実施設計業務委託		********
学校建設整備関係	ＰＦＩ事業で整備した大森小の施設建設費及び維持管理費用		
①大森小学校整備等事業	・施設整備費	38,714,538	38,578,536
	・維持管理費	21,755,868	22,660,913
②小学校仮設校舎リース事業	・東根中部小学校仮設校舎リース事業	7,189,600	7,189,600
②神町中学校増築事業	・神町中学校仮設校舎解体工事	28,600,000	
	・神町中学校校舎増築工事（外構）	30,790,100	

（ 単位 円 ）

事務事業名	内　　容	予算額（請負額）	
		令和６年度	令和７年度
社会教育施設関係			
①社会体育施設長寿命化改良事業	社会体育施設の長寿命化改良工事を実施する。 ・市民体育館長寿命化改良工事実施設計業務委託		********
②社会教育施設長寿命化改良事業	社会教育施設の長寿命化改良工事を実施する。 ・小田島公民館長寿命化改良工事監理業務委託	577,500	********
	・小田島公民館長寿命化改良工事（建築主体）	51,480,000	********
	・小田島公民館長寿命化改良工事（機械設備）	10,540,000	********
	・小田島公民館長寿命化改良工事（電気設備）	9,922,000	********
	・長瀞公民館長寿命化改良工事実施設計業務委託		********

8　事務事業の概要（生涯学習課）

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和６年度	令和７年度
社会教育全般			
①北村山視聴覚教育センター運営費負担金事業	北村山広域行政事務組合負担金。視聴覚センターの健全な運営・整備を図る。	21,321,000	21,266,000
②中央区交流事業	友好都市である東京都中央区と平成元年から始まった子ども達の交流事業。小学３～４年生を募集し２年周期で相互を訪問する。 R6 年度開催地：東根市、R7 年度開催地：中央区	982,000	1,286,000
③集会施設等開設整備事業	地域コミュニティ醸成と住民自治意識高揚のため、自治公民館の開設・改善に対し支援を行う。	1,275,000	1,853,000
④はたちのつどい事業	対象学年の代表で実行委員会を組織し、自分達のアイディアによる「はたちのつどい」を開催する。	900,000	900,000
⑤東根市民立大学「タントまなべ学園」事業	市民の多様な学習ニーズに対応するため、市民からなる実行委員会の企画・運営による講演会や講座を実施する。	3,600,000	3,600,000
⑥放課後子ども教室推進事業	小学校区ごとの地域運営主体が企画・運営し、子ども達に放課後を活用した学習や体験の場を提供し、豊かな人間性を育成するとともに、地域全体の教育力向上と地域コミュニティの活性化や子ども達が安心して暮らせる環境づくりを推進する。 実施地区：東郷小学校区、長瀞小学校区	2,400,000	2,541,000
⑦未来を拓く高校生応援事業	本市の未来を担う高校生が、将来の目標を実現出来るよう、自主的に行う活動に対して必要な経費の一部を補助し、将来を担う人材を育成する。	2,015,000	2,015,000
⑧やまがた就職促進奨学金返還支援事業（やまがた若者定着枠）	本県の将来の担い手となる若者の県内回帰・定着の促進と地域の中核を担うリーダー的人材を確保するため、大学生等の奨学金返還支援制度のための県基金に対し出捐を行う。	8,112,000	8,112,000
公民館関連			
①生涯学習推進事業	市民憲章の具現化に向け市民自らが学習できる生涯学習を推進するため地域ごとに支援を行う。	1,886,000	1,886,000
②公民館施設整備事業	地域拠点である公民館を市民の快適な利用に供するため、老朽化した施設の整備を行う。	6,574,000	********

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和６年度	令和７年度
③生涯学習フェスティバル事業	生涯学習推進に向けた機運の醸成のため、各分野の生涯学習活動の成果を発表する場を提供し、生涯学習の祭典として盛大に開催する。	980,000	980,000
④地域づくり活動推進事業	それぞれの地区で特色ある地域づくり活動や地域づくり活性化事業を展開し、より一層の地域力の向上を図るため地域ごとに支援を行う。	9,500,000	9,500,000
⑤社会教育施設長寿命化改良事業	中長期的な維持管理等に係るライフサイクルコストの低減等を図り、社会教育施設に求められる機能・性能を確保するため長寿命化改修工事を行う。	82,287,000	********
青少年対策関係			
①青少年対策事業	青少年育成協議会、青少年育成市民会議、青少年育成推進員、青少年補導センターの活動により、各地域組織の拡充と青少年の健全な育成を図るため、青少年育成市民大会の開催や広報活動などの事業を実施する。	1,989,000	2,272,000
文化振興関連			
①文化振興事業	市指定文化財等の保存・管理及び活用、継承活動の支援、埋蔵文化財の試掘調査や映画鑑賞助成事業等を行う。	7,680,000	10,322,000
②文化振興推進事業	大ケヤキ全国書道絵画展などの芸術文化事業を開催し、東根文化の創造に寄与する。	4,782,000	4,182,000
③東根の大ケヤキ環境整備事業	薬剤や活性剤の散布、枯枝伐採等を実施し、国指定特別天然記念物「東根の大ケヤキ」の保護・管理及び環境整備を行う。	1,551,000	6,052,000
④輝き躍動する東根創造事業	民俗芸能や民俗行事の公演等を通じて、伝承文化の継承と発展を図る「Ｌｏｏｋｆｏｒエブリィ伝承祭」開催を支援する。	800,000	800,000
⑤カクレトミヨ環境整備事業	地域と連携を図りながら、河川内の藻刈り、個体数や水質などの調査を実施し、県指定天然記念物の羽入地区小見川水域に生息しているカクレトミヨの保護活動を行う。	587,000	780,000
⑥公共文化施設整備基金積立事業	文化施設整備のための基金管理事業。	23,000	148,000
⑦まなびあテラス運営管理事業	PFI 手法により整備したまなびあテラスの運営・管理費用。 複合施設であることのメリットを活かし、それぞれの機能が他の機能の企画と関連した取り組みを行うなど、相乗効果を生み出す運営を行う。	253,624,000	264,342,000

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和６年度	令和７年度
⑧東の杜運営管理事業	東の杜について指定管理者制度による管理・運営を行う。	32,508,000	34,055,000
体育施設関連			
①体育施設管理事業	施設の修繕・改修のほか、備品の購入により、利用者のニーズに応じた施設整備を行う。	10,368,000	********
②体育施設等運営管理事業	中央運動公園、市民体育館等の市内社会体育施設について、指定管理者制度による管理・運営を行う。	106,604,000	109,838,000
③社会体育施設長寿命化改良事業	中長期的な維持管理等に係るライフサイクルコストの低減等を図り、社会体育施設に求められる機能・性能を確保するため長寿命化改修工事を行う。	1,364,000	********
保健体育関連			
①保健体育総務事業	各地域の生涯スポーツ推進役であるスポーツ推進委員の資質向上の推進、全国大会等出場者への激励金交付などを行う。また、日本体育大学と締結している「スポーツ・健康づくり推進に関する協定」を活用した各種事業を実施する。	6,729,000	6,623,000
②生涯スポーツ振興事業	地域住民の生涯スポーツ振興及び学校体育施設の有効活用を図るため、学校体育施設開放に要する費用を負担する。	3,024,000	3,024,000

東根市 令和６・７年度中学校部活動方針 概要版

１ 部活動基本方針

学校教育の一環として行われる部活動は，異年齢との交流の中で，生徒同士や教員との人間関係を構築したり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，教育的意義が大きい。また，生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め，人間形成においても大きな影響を与える大切な活動である。

しかし，一方では，少子化が進展する中，学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなってきている。また，勝利至上主義から，生徒の健康が危惧される程の過度な活動が行われたり，全ての生徒の学習の成果が発揮されることのない運営・指導体制に陥ったりするとともに，教師の専門性や意思に関わらず，顧問を務めるこれまでの指導体制による，教員の心身の負担増大なども指摘されている。

このことを踏まえ，生徒・保護者・教員にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点のひとつとして学校部活動が存在し，その意義を下記に明確に示し，適正に実施されることを目指す。

１　スポーツや文化芸術等に親しむことを通して，バランスのとれた心身の成長と，豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成を図る。
２　部活動内容の効率化・効果化と，体罰・ハラスメントの根絶等，適正な指導体制を構築し，生徒の自主的で自発的な参加を大切にする。
３　学校として，土日・休日・祝日（以下休日）部活動の令和８年度地域移行を視野に入れた，適正な教育計画を構築する。
４　これからの部活動の在り方について，保護者・地域の理解を得るための啓発に取り組み，連携・協働して，持続可能なスポーツ・文化芸術環境をつくる。

１ 各中学校における部活動方針の制定

◆各校で部活動方針を作成　⇒教職員，生徒及び保護者，地域に周知　（⇒東根市教委に報告）

２ 適切な指導の実施

◆顧問・部活動指導員・校長委嘱指導者による，体罰・ハラスメントの根絶。

３ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の構築

◆任意加入制　◆性別・障がいを問わず，一人一人の違いに応じた挑戦の支援
◆適切な教育課程による部活動体制づくり

４ 部活動の休養日及び活動時間

◆休養日

平　　日	週当たり１日以上
土・日曜日	原則，両日休養日
休日・祝日	原則，休養日
長期休業日	連続した休養日を設定

令和８年度から，土・日・祝日は，完全休養日

◆活動時間

平　　日	２時間程度
土・日曜日	活動する場合３時間程度

・始業前活動は行わない。
・テスト前の部活動休止期間を定める。
・大会参加等，性格上による超過活動時間を「休日」で調整する。

５ 年間活動計画及び年間活動実績

◆部活動顧問は，年度当初に年間活動計画を作成し，校長に提出
※年度中の変更も，校長に提出
◆部活動顧問は，年度末に年間活動実績を作成し，校長に提出（⇒東根市教委に報告）

６ 学校管理下外の生徒の活動

◆学校外クラブ等の所属状況を把握
・必要に応じ「心身の健康・安全」の視点で助言
◆任意加入であることの確認

７ 大会，発表会，コンクール等への参加

◆参加する大会等の精査
◆県外開催大会等は，校長，教育委員会の承認
◆学校外クラブ等所属生徒の参加状況を把握
・必要に応じ「心身の健康・安全」の視点で助言

連携・協働
改革

８ 部活動運営委員会の設置及び保護者・地域との連携

各校の部活動方針を説明し、理解と協力を得る
◆「部活動」組織の捉え
◆保護者会が単独で練習会等を行わないこと
◆部活動運営費の管理を保護者会で行うこと

東根市教育委員会

東根市 令和８年度中学校部活動方針 概要版

１ 部活動基本方針

学校教育の一環として行われる部活動は，異年齢との交流の中で，生徒同士や教員との人間関係を構築したり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，教育的意義が大きい。

また，生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め，人間形成においても大きな影響を与える大切な活動である。

しかし，一方では，少子化が進展する中，学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなってきている。また，勝利至上主義から，生徒の健康が危惧される程の過度な活動が行われたり，全ての生徒の学習の成果が発揮されることのない運営・指導体制に陥ったりするとともに，教師の専門性や意思に関わらず，教師が顧問を務めるこれまでの指導体制による，教員の心身の負担増大なども指摘されている。

このことを踏まえ，生徒・保護者・教員にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点のひとつとして学校部活動が存在し，その意義を下記に明確に示し，適正に実施されることを目指す。

学習指導要領総則に示された部活動の意義を踏まえ，適正な教育計画としての部活動を構築する。

1　スポーツや文化芸術等に親しむことを通して，バランスのとれた心身の成長と，豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成を図る。

2　部活動内容の効率化・効果化と，体罰・ハラスメントの根絶等，適正な指導体制を構築し，生徒の自主的で自発的な参加を大切にする。

3　これからの部活動の在り方について，保護者・地域の理解を得るための啓発に更に取り組み，連携・協働して，持続可能なスポーツ・文化芸術環境をつくる。

１ 各中学校における部活動方針の制定

◆各校で部活動方針を作成　⇒教職員、生徒及び保護者，地域に周知　（⇒東根市教委に報告）

２ 適切な指導の実施

◆顧問・部活動指導員・校長委嘱指導者による，体罰・ハラスメントの根絶。

３ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の構築

◆任意加入制　◆性別・障がいを問わず，一人一人の違いに応じた挑戦の支援

◆適切な教育課程による部活動体制づくり

４ 部活動の実施日時

◆実施日

①平　　日	週４日以内
②土・日曜日	両日実施しない
③休日・祝日	実施しない
④長期休業日	①～③に準ずるが，連続した休養日を設定する

◆活動時間

平　　日	１時間以内

・始業前活動は行わない。
・実施時間の延長は行わない
・テスト前の部活動休止期間を定める。

５ 年間活動計画及び年間活動実績

◆部活動顧問は，年度当初に年間活動計画を作成し，校長に提出
※年度中の変更も，校長に提出

◆部活動顧問は，年度末に年間活動実績を作成し，校長に提出（⇒東根市教委に報告）

６ 学校管理下外の生徒の活動

◆学校外クラブ等の所属状況を把握
・必要に応じ「心身の健康・安全」の視点で助言

◆任意加入であることの確認

７ 大会，発表会，コンクール等への参加

◆参加する大会等の精査

◆県外開催大会等は，校長，教育委員会の承認

◆学校外クラブ等所属生徒の参加状況を把握
・必要に応じ「心身の健康・安全」の視点で助言

主体・選択 改革

８ 部活動運営委員会の設置及び保護者・地域との連携

各校の部活動方針を説明し、理解と協力を得る

◆「部活動」の捉え

◆保護者会が単独で練習会等を行わないこと

◆部活動運営費の管理を保護者会で行うこと

東根市教育委員会

東根市いじめ防止基本方針【概要版】

Ⅰ　いじめ問題に対する基本的な考え方

○基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などについてより実効的に進めることはもちろん、いじめが行われないようにすることを最大の目的とする。

○「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

○教育委員会の責務、学校の責務、教職員の責務、保護者の責務、市民の役割を明確にする。

○「東根市いじめ問題対策連絡協議会」「東根市いじめ問題対応委員会」「東根市いじめ重大事態再調査委員会」「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、関係機関と連携する。

Ⅱ　いじめ防止の基本的施策

１　いじめ未然防止のための取組

（１）学校・教職員の取組

- いじめの態様や指導上の留意点を、校内研修等で周知徹底を図り、教職員全員で共通理解を図る。
- 定期的なアンケート調査を実施し、結果を分析しいじめの実態を適切に把握する。
- 全校集会や道徳・学級活動で教職員が望ましい生き方や人間関係の在り方について触れていく。
- 個別最適な学びと協働的な学びを一体化した「児童生徒が主語となる授業」をつくり、児童生徒に「規律」「学力」「自己有用感」を培い、いじめの加害に向かわせないようにする。

（２）児童生徒の主体的な取組「児童会・生徒会」

- 児童生徒自らがいじめ問題について自分事として考え、いじめ防止を図るような取組を推進する。
- 児童会、生徒会活動の充実（市スマイルサミットを受けたいじめ撲滅宣言の策定等）

（３）家庭・地域との連携

- 家庭や地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めながら、緊密な連携体制を図っていく。

２　早期発見の在り方

（１）基本的な考え方

- 暴力を伴う「目に見えるいじめ」を見逃さない。
- 暴力を伴わない「見えにくいいじめ」を察知する。

（２）見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- 情報が入りやすくなるよう、毎日の学校教育活動をとおして児童生徒との信頼関係を構築する。
- 定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の情報把握に努める。
- 児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つとともに、職員間での情報共有を日々行う。

（３）相談窓口と組織体制

- 児童生徒及び保護者が、いつでも相談できる体制を整備する。
- 児童生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」等と悩みを過小評価せず、真摯に対応する。

３　いじめ発生時の早期対応

（１）発見・通報を受けての迅速かつ組織的な対応

- 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的な対応を図る。

（２）被害児童生徒と保護者への対応

- 被害児童生徒からの事実関係の聴取
- 家庭訪問による保護者への適切な情報提供
- 被害児童生徒が寄り添える体制づくり
- いじめ解決後の継続支援

（3）加害児童生徒と保護者への対応

・加害児童生徒からの事実関係の聴取　　・児童生徒の人格の成長に主眼を置いた内省を促す指導

（4）集団へのはたらきかけ

・いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、いじめを根絶しようという態度を醸成する。

Ⅲ　ネット上のいじめへの対応

1　ネット上のいじめ

・インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策を講じる。

2　未然防止の取組

・情報モラル教育の充実　　・教職員の指導力向上

・インターネット利用の実態や危険性等についての保護者への周知

3　早期発見・早期対応の取組

・ネットパトロール　・ネット上の不適切な書き込みへの対応　・ＳＮＳやメールの悪用への対応

Ⅳ　重大事態への対応

1　対応委員会の設置と調査の実施

・教育委員会は、重大事態が発生した場合には、直ちに対応委員会を設置し調査を行う。

重大事態とは

①児童生徒が自殺を図った場合　　②身体に重大な傷害を負った場合
③精神性の疾患を発症した場合　　④金品等に重大な被害を被った場合
⑤相当の期間、欠席を余儀なくされた場合　など

2　重大事態の報告

・校長は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

・教育委員会は市長へ報告する。

3　外部機関との連携

・重大事態に係る事実関係の調査及び事後対応、発生防止については、必要に応じ連絡協議会と連携する。

4　調査後の対処

・被害児童生徒及び保護者への情報提供　　・対応委員会から市長へ報告書の提出

5　再調査委員会の設置と調査の実施

・市長は、対応委員会の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会を設置し調査を行う。

Ⅴ　体制・研修・点検・評価と不断の見直し

1　教育相談体制・生徒指導体制

・「いじめ発見調査アンケート」（学校版・家庭版）の実施　　・教育相談体制の充実

2　校内研修

・いじめに係る研修を年間計画に位置付ける。

・「居場所づくりと絆づくりを意図した授業改善」「道徳の授業の充実」について研修を深める。

3　点検・評価

・市教育委員会と学校が行う点検・評価で、いじめ防止等に関する必要な指導・支援につなげる。

4　不断の見直し

・学校は、いじめ防止等の取組状況について、児童生徒の視点で振り返り、改善を図る。

・教育委員会は、必要があると認めるときは、基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講じる。

東根市緑の少年団

目標：「緑を愛し」、「緑を守り」、「緑を育てる心を養う」ことを通じて、
自然を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間を育みます。

＜学 習 活 動＞
- ○ 緑や森林の役割や機能についての学習
- ○ 学校版環境 ISO
- ○ 自然体験活動など

＜ボランティア活動＞
- ○ 緑の募金活動
- ○ 公園・通学路の除草や清掃
- ○ 植樹や樹木の手入れなど

＜レクリエーション活動＞
- ○ ネイチャーゲーム
- ○ ウォークラリー（森林散策）
- ○ 緑化イベントへの参加など

緑の大切さ　奉仕の心　自然とのふれあい

長瀞小緑の少年団（S52 結成）
＜団　員＞4・5・6 年生児童全員
＜主な活動＞
- ・米作り体験
- ・花いっぱい運動
- ・紅花栽培活動
（各学年へのプレゼント）

高崎小緑の少年団（H12 結成）
＜団　員＞4・5・6 年生児童全員
＜主な活動＞
- ・関山炭焼き体験学習
- ・花いっぱい運動
- ・ぼくたちの花を届けようプロジェクト

◆地域環境美化功績者表彰
（環境大臣表彰：H27）

東郷小緑の少年団（H13 結成）
＜団　員＞4・5 年生児童全員
＜主な活動＞
- ・幼小中連携コスモス植栽
- ・花いっぱい運動

神町小緑の少年団（H14 結成）
＜団　員＞4 年生児童全員
＜主な活動＞
- ・花いっぱい運動
- ・若木山クリーン作戦

東根小緑の少年団（H15 結成）
＜団　員＞4年生児童全員
＜主な活動＞
- ・キノコの菌打ちと植林作業
- ・花いっぱい運動

小田島小緑の少年団（H16 結成）
＜団　員＞4 年生児童全員
＜主な活動＞
- ・農作業体験
- ・花いっぱい運動
- ・グリーンカーテン作り

大富小緑の少年団（H17 結成）
＜団　員＞4年生児童全員
＜主な活動＞
- ・校内緑化活動
- ・農作物栽培活動
- ・カクレトミヨ学習

◆野生生物保護功労者表彰（H20）

東根中部小緑の少年団（H18 結成）
＜団　員＞4年生児童全員
＜主な活動＞
- ・紅花栽培活動
- ・花いっぱい運動

大森小緑の少年団（H23 結成）
＜団　員＞4年生児童全員
＜主な活動＞
- ・花いっぱい運動
- ・各学級への花のプレゼント

さくらんぼ環境ＩＳＯ

東根市学校版環境ＩＳＯ（東根市独自規格）

１　目　的

さくらんぼ環境ＩＳＯは，環境ＩＳＯ14001（環境マネジメントシステム規格）に基づき，学校が自らの教育活動を通じて，児童生徒・教職員の環境意識を高め，同時に自ら定めた環境方針と行動目標に応じた環境パフォーマンスの達成を図ることを目的とする。

２　基本方針

(1)　東根市環境方針並びに東根市がめざす子ども像を受け，学校長自らが学校の特色・課題等を加味して策定する環境方針に基づき，地球にやさしい学校づくりをめざす。

(2)　環境行動を学校，児童生徒自らが選択決定し，ＰＬＡＮ（計画）ＤＯ（実行）ＣＨＥＣＫ（点検）ＡＣＴＩＯＮ（見直し）を基本としたマネジメントサイクルに基づいて実践する。（下図参照）

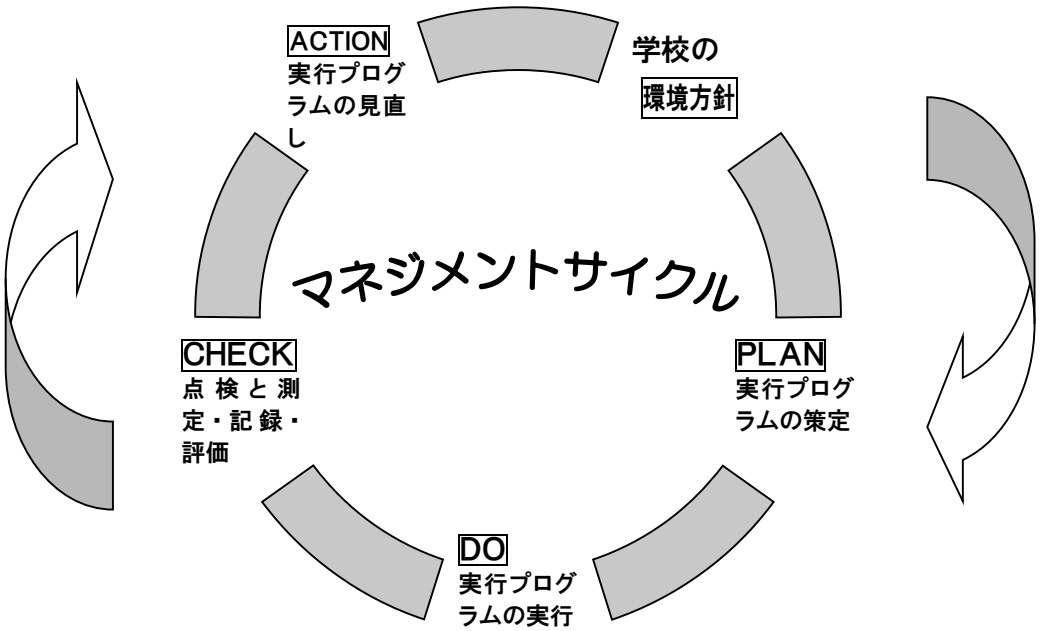

３　参加校

東根市立小・中学校全校

４　対象

参加校の児童・生徒・並びに教職員を対象とし，地域に開かれた特色ある学校づくりの観点から，地域保護者や学校ボランティア等も含めることもできる。

５　実行プログラムについて

取り組むプログラムは，「共通メニュー」と「特色メニュー」の２種類で構成している。

「共通メニュー」は，省資源・省エネ・廃棄物の３項目からなり，全ての学校が取り組む内容となる。各項目の内容や数については，学校ごとに決めることができる。

メニューをもとに教職員プログラム・児童生徒プログラムの２つを策定するが，その他，児童会・生徒会・学級，学年等を単位としたプログラムを作成するなど，各学校の工夫で取り組むことも可能である。「特色メニュー」は，学校の特色を生かした独自の環境活動をめざす。

＜共通メニュー＞

Ａ　省資源	紙類	①印刷枚数
		②両面印刷
		③回覧板や掲示板の活用
		④使用済み封筒の活用
		⑤裏紙の利用
		⑥紙片の活用
	物品	①リサイクルしやすい製品の購入
		②再生材料（グリーン購入法）
		③環境及び人間に負荷の少ない製品
Ｂ　省エネ	電気	①照明
		②エアコン，暖房の設定温度
		③電化製品の主電源ＯＦＦ
	水	①トイレの利用の仕方　②蛇口での水量調節　③雨水の貯水利用
		④プール管理　⑤清掃時の水の使い方
	油	①暖房の設定温度
Ｃ　廃棄物	紙	①リサイクルボックスの活用　②規格ごとの分別
	その他	①資源ごみとの分別　②市の分別方法の遵守
	薬品	①使用量の削減　②廃液の適正処理　③適正な保管と管理
Ｄ　その他環境関連法案		①ボイラーの適正管理（大気汚染防止法）
		②地下重油タンクの適正管理（水質汚濁防止法）

＜特色メニュー＞

「校地内緑化」「花壇コンクール」
「近隣河川の継続的な清掃活動」
「リサイクル活動」「花いっぱい運動」等々，
学校の特色を生かした環境保全活動を位置づける。

６　認定及び審査制度について

（１）認定制度

運用状況を確認し，改善に資するため，認定制度を設ける。

すべての学校が，認定のための審査を受ける。審査は学校を単位とし，審査を実施し認定を受けた学校には，市長と教育長の連名による認定証を交付する。（平成 16 年

11月に小・中学校13校に認定証を交付。平成19年11月、平成22年12月に再交付。平成23年11月に大森小学校に交付。平成25年11月、平成28年11月、令和元年11月に小・中学校14校に再交付。令和4年12月に小・中学校14校に再交付。）

（２）審査委員の委嘱

校長は，第三者として公正に判定できる人（ＰＴＡ関係者・学校評議員・公民館職員・市のＩＳＯ担当職員等）を審査員として委嘱する。審査員の数は3～5人とし，任期は１年。但し，再任は妨げない。

（３）審査方法

審査員は，学校を訪問し，現場の視察確認及びインタビュー，書類審査を行う。

（４）審査基準

審査の基準は以下の通りである。

○　実行プログラムが適正に運用されているか。
○　実行後の記録が適切になされているか。
○　記録についての確認がなされ，課題の整理がなされているか。
○　児童生徒個々人が，環境側面を適切に理解しているか。
○　児童生徒並びに教職員が協力して実行しているか。

（５）認定の継続

認定の効力は３年間とする。運用状況を確認するために，年１回，１１月に定期審査を受ける。

（６）実行プログラムの見直し

学校長は，環境保全の推進及び環境負荷の低減に向けて，さくらんぼ環境ISOの継続的な改善に資するため，審査等の結果や日常的な取り組みの状況をふまえ，環境方針並びに実行プログラムの見直しを行う。―

環境方針に示された「約束」が，年間の活動を通してどのように達成されたかを評価し,点検･測定の記録や審査の結果をふまえ，不十分であった実施項目についての必要な改善策を講じ，プログラムの実効性を高めていくようにする。

ひがしね子ども環境宣言

わたしたちのまちひがしねには、
ずっと、ずっと、昔から受け継がれた豊かな自然があります。
ひがしねを見守ってきた大ケヤキ、
きれいな花を咲かせ、豊かな実をつける木々、
わたしたちを守り、恵みをもたらしてきた美しい山々と清流
しかし、今、世界では、大切な自然が毎日失われています。

わたしたちは、今ある豊かな環境を、先人からの贈り物、
絶やしてはならない宝物と考えています。
わたしたちの力は小さくても、
みんなで力をあわせ、未来の人々のために、
この宝物を、そして、かけがえのない地球環境を、守り受け継ぐために、
次のことを約束します。

1　わたしたちは、自分たちのまちを、自分たちの手で、きれいにします。

1　わたしたちは、物を大切にし、むだ使いをしないように心がけます。

1　わたしたちは、電気、ガス、石油、水を大切にし、工夫して使います。

1　わたしたちは、資源のリサイクルを考え、ゴミを減らします。

1　わたしたちは、自然の恵みに感謝し、環境を守る心を広げていきます。

このことを、50年先のひがしねへ、引き継いでいくことを宣言します。

2008年12月21日　**ひがしね子ども環境フォーラム2008**

VEGETABLE
OIL INK